

# ワークショップ等の発言内容および資料等の公開に関して

ワークショップ等の発言内容および資料等の公開に関して

1999年5月23日理事会(現役員会)にて議決

2003年2月16日役員会にて改定

既に学会発行の論文、抄録、記録集等で発表された内容の公開は問題ない。

まだ未発表の個人的発言および調査資料の公開に関しての役員会としての結論である。

## I. ワorkshop等の個人的な発言内容および資料等の公開

ワークショップ内での個人的な発言および資料等に関しては、まだ思考途中、調査途中のものも多く、原則的に公開すべきでない。ただ内容的に優れており多くの者に公開すべきであると考えた場合は、発言者の意見と異なった内容での公開を防ぐため、発言者の詳細な意見および資料をまず確認する。また同時に、ワークショップのリーダーの承諾を得ること、更に投稿前に両者(発言者とワークショップのリーダー)に投稿原稿の内容についての承諾を得ることを必要とする。また両者が望まない時を除き、両者の名前を公開文又は参考文献に載せる。ただしこの場合、発言者、資料提供者およびワークショップのリーダーは公開を拒否できる。

## II. 日本外来小児科学会の会員全員を対象にした調査資料等の公開

調査は回答する際に公表されることを想定しており、また特定の個人を対象としておらず mass としての資料であるので、調査資料等の公開は問題ない。

註) 会員全員へのアンケートを行うに際しては、その理由如何にかかわらず会長あるいは役員会の承認を必要とする。「会員資料使用許可願い」の書類は下記に請求し記入のうえ、ご返送下さい。

〒250-0051 神奈川県小田原市北ノ窪 515-3 横田小児科医院内 日本外来小児科学会総務 横田俊一郎(FAX 0465-35-0756 )

## III. 日本外来小児科学会年次集会で、ワークショップ参加者を対象に行われた調査資料等の公開

上記Ⅱと同じ理由で公開は問題ないと思われるが、ワークショップ内で討論するためだけの資料と考えて回答した参加者のいる可能性もあるため、調査資料等を公開する可能性がある旨を調査時あるいはワークショップ開催時に説明し、参加者の承諾を得ることを必要とする。

## IV. 調査資料作成者以外の者の調査資料等の公開

上記のⅡおよびⅢの規定は調査資料等を作成した者がそれを公開することについての事項であり、それ以外の者がその資料等を公開する際は調査資料作成者の承諾を、またワークショップに関連した調査資料等については、それと同時にワークショップのリーダーの承諾を得る事を必要とする。更に投稿前に両者に投稿原稿の内容について承諾を得なければならない。

また、両者が望まない時を除き、両者の名前を公開文又は参考文献に載せる。ただしこの場合も、調査資料作成者およびワークショップのリーダーは公開を拒否できる。